

一般社団法人  
第三者社会基盤技術評価支援機構・北海道 定款

( Hokkaido Regional Institute for Infra- technology Evaluations and Supports by Third Party )

**HITEST**

平成 17 年 8 月 2 日 作成  
平成 17 年 8 月 16 日 公証人認証  
平成 17 年 9 月 29 日 法人成立  
平成 21 年 8 月 27 日 新法施行による改正

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本法人は、一般社団法人第三者社会基盤技術評価支援機構・北海道と称する。

なお、英文として、Hokkaido Regional Institute for Infra-technology Evaluations and Supports by Third Party とし、通称 HITEST と表記する。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を 札幌市北区 に置く。

2. 本法人は前項のほか、従たる事務所を 北海道恵庭市 に置く。

## 第2章 目 的

### (目的)

第3条 本法人は、社会基盤分野における技術に係る諸問題において、第三者としての立場からの技術の評価、支援ならびに技術に係る教育支援、技術者倫理に係る教育および問題解決支援などを、利潤を追求することなく行い、社会に貢献することを目的とする。この目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 社会基盤技術に係る安全・福祉・健康等の諸問題の分析、評価ならびに課題解決への支援
- (2) 先端技術、環境技術情報および教育の支援事業
- (3) 技術者倫理に係る教育ならびに諸問題の解決への支援
- (4) 研修集会、講演会、講習会の開催および評価支援情報に係る刊行事業
- (5) 他地域、諸外国における社会基盤技術に係る評価支援に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

## 第3章 基 金

### (基金の総額)

第4条 本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は金300万円とする。

### (基金の拠出者の権利に関する規定)

第5条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

### (基金返還の手続き)

第6条 基金は、基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における議決を経た後、理事会が決定したところに従い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」と言う)第141条に規定する範囲で行うものとする。

2 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取り崩しは行わない。

### (基金返還請求権の譲渡)

第7条 基金の拠出者は、理事会の承認を受けて、基金返還請求権の全部又は一部を理事会の指定する者に譲渡することができる。

2 本法人は、基金拠出者の相続等一般承継により基金返還請求権を取得した者に対し、当該基金返還請求権を、理事会の指定する者に譲渡する事を請求できる。

( 公告の方法 )

第 8 条 本法人の公告については、主たる事務所の掲示板に掲示する。

#### 第 4 章 社 員

( 入社 )

第 9 条 本法人は、本法人の目的に賛同する、社会基盤技術に係る学識経験者、目的達成に必要とする学識経験者 ( 以下専門学識経験者という ) および非営利法人により構成される。本法人の社員になるには理事 1 名の推薦のもとに、理事会の承認を得て入社した者を社員とする。

( 退社 )

第 10 条 社員で退社しようとするものは、その旨を書面により 1 ヶ月以前に本法人の事務局に対し予告をした上で任意にいつでも退社することができる。

2 . 社員は、前項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる事由により退社する。

( 1 ) 死亡又は解散および失踪宣告を受けたとき

( 2 ) 除名されたとき

( 3 ) 総社員が同意したとき。

( 除名 )

第 11 条 本法人の社員が、本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反するような行為をしたとき、あるいはこの定款その他の規則に違反する等、社員としての義務に違反したときは、社員総会の議決により除名することができる。

2 前項の規定により社員を除名する際、本人が希望する場合は、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えるものとする。

( 社員名簿 )

第 12 条 本法人は、社員の氏名又は名称および住所を記載した名簿を作成する。

( 設立時の社員の氏名及び住所 )

第 13 条 設立時の社員の氏名および住所は次の通りとする。

氏 名	住 所
鮎田耕一	省 略
上田多門	
大沼博志	
笠原篤	
上浦正樹	
神谷光彦	
岸徳光	
佐伯昇	
嵯峨浩	
佐藤馨一	

佐藤浩一			
清水康行		省 略	
杉本博之			
長谷川和義			
松岡健一			
三上隆			
森吉昭博			
余湖典昭			
渡辺義公			
麻田徹正			
堀口敬			

## 第5章 社員総会

### (社員総会)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会は定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回、前年度末から概ね2ヶ月以内にこれを開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が臨時総会の開催を決定したとき
  - (2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を代表理事に提出して招集の請求があったとき

### (招集)

第15条 定時社員総会は、理事会の過半数でその招集を決定し、代表理事がこれを招集する。臨時社員総会は前条第3項各号の事由が生じたときに、代表理事が招集する。

ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電子メール等の電磁的方法(以下「書面等」と言う)による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 前条第3項の事由が生じて1ヶ月を経ても代表理事が臨時社員総会を招集しないときは、監事又は理事会が指名した理事が代表理事に代わり臨時社員総会を招集するものとする。
- 3 招集は、その開催の少なくとも1週間前までに、開催日時、開催場所及び議題、その他法令で定められた事項を記載した書面等による招集通知を、社員総会を構成する全社員に発しなければならない。ただし、総会に出席できない社員が書面等によって議決権を行使することができることとする時は、2週間前までに発しなければならない。
- 4 社員総会の議長は、代表理事とする。

### (総会の権能)

第16条 社員総会は、前年度の事業報告、決算報告、次年度事業計画案、次年度予算案、理事会で必要と認められた事項、などを議決するほか、社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認

- (6) その他理事会で必要と認められた事項および、社員総会で議決するものとして法令またはこの定款に定められた事項

(議決権)

第17条 社員は、1人1個の議決権を有する。

- 2 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席により成立し、その議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 不可欠特定財産の処分
  - (6) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を議決するには、各候補者ごとに第2項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第20条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 やむを得ない理由のため出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって決議し、又は他の出席社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 6 前項による議決権行使があった場合は、その社員は総会に出席したものとみなす。
- 7 社員が他の出席社員を代理人として議決権行使を委任する場合は、本法人に代理権を証明する書類を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 社員総数、出席者数(前条第6項による場合は、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(決議及び報告の省略)

- 第19条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面等により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面等により同意の意思表示をした時は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

## 第6章 役員

### (役員)

第20条 本法人に、理事15名以上25名以内、監事2名以内を置く。

### (理事及び監事の選任)

第21条 本法人の理事及び監事(以下「役員等」と言う)は、本法人の社員の中から社員総会で選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外から選任することを妨げない。

2 特定の理事とその親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

### (代表理事・専務理事)

第22条 理事のうち、1人を代表理事とする。また必要に応じて2名以内の専務理事を置くことができる。

2 代表理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 専務理事は、代表理事が推薦し、理事会の議決を経て決定する。

専務理事をもって、一般社団法人法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

### (役員の仕事)

第23条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事および専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

3 専務理事は、代表理事を補佐し、本法人の業務を分担執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 本法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。

(2) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は社員総会を招集して報告すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。

6 監事は、前各号の職務を遂行するために、いつでも、理事及び関係者に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の仕事)

第24条 理事の仕事は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の仕事は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない

3 任期満了前に退任した役員等の補欠として、または増員により選任された役員等の仕事は、前任者または他の在任者の任期の満了する時までとする。

4 役員等は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員等としての権利義務を有する。

### (役員の仕事)

第25条 役員等が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において社員の有する議決権総数の3分

の2以上の議決を経て、当該役員等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により解任する際は、本人が希望する場合は、解任の議決を行う社員総会において弁明の機会を与えるものとする。

( 役員報酬等 )

第26条 役員等は無報酬とする。ただし、外部理事又は外部監事(以下「外部役員等」と言う)には、報酬を支給する事ができる。

- 2 役員等には費用を弁償する事ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定によるものとする。

( 責任の免除 )

第27条 本法人は、一般社団法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、理事の過半数の同意によって免除することができる。

( 外部役員等の責任の一部免除契約 )

第28条 本法人は、外部理事又は外部監事(以下「外部役員等」と言う)が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、理事会の決議により、当該外部役員等との間に、一般社団法人法第111条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする

## 第7章 理 事 会

( 理事会の構成および成立 )

第29条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 理事会の権能 )

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事、専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- ( 4 ) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ( 5 ) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- ( 6 ) 第 27 条の責任の一部免除及び第 28 条の責任の責任限定契約の締結

( 理事会の招集 )

第 31 条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に代表理事が招集する。

- ( 1 ) 代表理事が必要と認めたとき
- ( 2 ) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催する事ができる。

( 議長 )

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故ある時は専務理事がこれに当たる。

( 議決 )

第 33 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わる事ができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って決する。

- 2 第三者技術評価委員会扱いの議案に関しては、理事会として意見を述べるが、第三者技術評価委員会の最終結論については、これを尊重し承認する。

第 34 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

( 決議及び報告の省略 )

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面等により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時はこの限りではない。

- 2 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、定款 23 条 2 項の規定による報告についてはこの限りではない。

( 議事録 )

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事はこれに記名押印又は電子署名をしなければならない。
  - ( 1 ) 日時及び場所
  - ( 2 ) 理事総数、出席者及び出席者氏名
  - ( 3 ) 審議事項
  - ( 4 ) 議事の経過の概要及び議決の結果



## 第8章 委員会および部会

第37条 本法人の目的及び事業を達成するため、必要に応じ任意の機関として以下の委員会および部会を設置することができる。

(1) 第三者技術評価委員会

第三者技術評価委員会は、評価案件毎に本法人の認定した専門学識経験者(本法人の社員以外も含むことができる)の中から選任された委員により構成され、案件の終了とともに解散する。

(2) 第三者技術支援委員会

第三者技術支援委員会は、技術課題解決に関する案件毎に本法人の認定した専門学識経験者(本法人の社員以外も含むことができる)の中から選任された委員により構成され、案件の終了とともに解散する。尚委員には委託者側委員を加えることができる。

(3) 技術情報教育支援部会

技術情報教育支援部会委員は、最新技術情報教育支援に関する案件に対し本法人の認定した専門学識経験者(本法人の社員以外も含むことができる)の中から選任される。

(4) 技術者倫理の教育および問題解決支援部会

技術者倫理の教育および問題解決支援部会委員は、技術者倫理教育および技術者倫理に係わる諸問題解決支援についての案件に対し本法人の認定した専門学識経験者(本法人の社員以外も含むことができる)の中から選任される。

(5) 評価支援情報に関わる刊行部会

評価支援情報に関わる刊行部会委員は、本法人の認定した専門学識経験者(本法人の社員以外も含むことができる)の中から選任される。

2. 委員会の委員および部会員の選任につき、第三者技術評価委員会、第三者技術支援委員会は、理事の推薦を受け、理事会が承認し、代表理事が任命する。ただし、技術情報教育支援部会、技術者倫理の教育および問題解決支援部会および評価支援情報に関わる刊行部会は代表理事が任命する。
- 3 前項の委員および部会員には費用を弁償する事ができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定に準じるものとする。

### (倫理契約)

第38条 専門学識経験者・研究員ほか、委員会および部会の構成メンバーに就任しようとする者は、本法人との間で、別途理事会の定める倫理契約を結ばなければならない。

## 第9章 顧問

### (顧問)

第39条 本法人に任意の機関として顧問を置く。

- 2 顧問は、本法人の目的達成に必要な事項について意見を述べる。また、理事会の推薦を受けて委員会および部会に参加することができる。
- 3 顧問は、学識経験者の中から、代表理事が、理事会の認証を経て委嘱する。
- 4 顧問には費用を弁償する事ができる。
- 5 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定に準じるものとする。

## 第10章 研究員

### (研究員)

- 第40条 本法人に、本法人の事業に関し、その研究・研鑽、普及・啓蒙のため、研究員を置くことができる。
- 2 研究員は、本法人の目的に賛同するものであって、本法人の活動に積極的に貢献する意志を有する団体又は個人でなければならない。
  - 3 研究員は、本法人の目的を達成するために本法人の運営に必要な事項について協力する責務を負う。
  - 4 研究員には費用を弁償することができる。
  - 5 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定に準じるものとする。

### (研究員の地位)

- 第41条 研究員たる地位を取得しようとする団体又は個人は、理事1名の推薦のもとに、理事会の承認を得なければならない。
- 2 研究員たる地位の得喪を希望する団体又は個人の手続きに関しては、別途理事会の定める規則により行うものとする。

## 第11章 事務局

### (事務局)

- 第42条 本法人に事務局を置く。事務局は、理事会の指示によって本法人の庶務、経理、各種委員会および部会の構成手続き、運営庶務などを行う。
- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

## 第12章 計 算

### (事業年度)

- 第43条 本法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日までとする。

### (事業計画及び予算)

- 第44条 代表理事は、毎事業年度の開始の日の前日までに、翌事業年度の事業計画案及び収支予算案を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 代表理事は、前項理事会の承認を得た事業計画案及び収支予算案を直近の定時社員総会にて報告するものとする。
  - 3 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置くものとする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出する事ができる。この収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
  - 5 本法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
  - 6 代表理事、専務理事、その他の理事は、前項に従い社員総会決議による承認を得た事業計画及び予算に従って本法人の事業を執行しなければならない。

( 計算書類の作成及び承認 )

第 45 条 代表理事は、毎事業年度の終了後すみやかに、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）事業報告書及び余剰金の処分又は損失の処理に関する議案、並びに、必要に応じこれらを補足説明する付屬明細書（以下、「計算書類」という。）を作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 代表理事は、前項に従い計算書類等につき理事会の承認を得た後、これを監事に提出してその監査を受けなければならない。

3 代表理事は、監事による監査を経た計算書類等を定時社員総会に提出し、事業報告書についての報告と、その他の計算書類等の承認を求めなければならない。

4 第 1 項の書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

( 1 ) 監査報告

( 2 ) 会計監査報告

( 3 ) 理事及び監事の名簿

( 4 ) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

( 5 ) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

( 公益目的取得財産残額の算定 )

第 46 条 代表理事は、本法人が第 44 条第 5 項の公益認定を受けた場合において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 5 号の書類に記載するものとする。

( 余剰金の処分 )

第 47 条 本法人は、余剰金が生じた場合であっても、これを社員に分配しない。

2 本法人は、余剰金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお余剰金がある時は、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第 13 章 定款の変更及び解散

第 48 条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

( 合併等 )

第 49 条 本法人は、理事会の議を経て総社員数の 3 分の 2 以上の議決により他の一般社団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をする事ができる。

( 解散 )

第 50 条 第 50 条 本法人は、一般社団法人法第 148 条に規定する事由およびその他法令で定められた事由により解散する。ただし、社員総会の議決による解散の場合は、総社員数の 3 分の 2 以上の議決を得る方法によらなければならない。

( 残余財産の処分 )

第 51 条 本法人の、社員総会の決議による解散に伴う残余財産は、理事会の議を経て総社員数の 3 分の 2 以

上の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本法人が公益認定を受け、その後公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第14章 附 則

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(特別の利益の禁止)

第53条 本法人は、本法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、本法人の役員もしくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第54条 この定款に規定のない事項は、全て一般社団法人法その他の法令によるものとする。

第55条 この定款は、平成21年9月1日から施行する。

平成21年8月27日

新法施行による改正にもとづき、定款を作成し、出席理事がこれに記名押印する。

出席理事

捨印